

福井県立大学かつみキャンパスおよび海洋生物資源臨海研究センター 試験研究設備機器等保守管理業務委託 特記仕様書

1 委託の目的

臨海研究センターの保有する試験研究設備機器等（以下「設備機器等」という。）の機能、性能および品質の状態を維持し、常に正常に稼働させるための保守管理業務を委託する。

2 業務の内容

別紙「基準書」に基づき、監督員と協議し、設備機器等の機能、性能を定期的に点検、測定および試験を行うほか、個々の設備機器等を正常な状態に保つために必要な調整、清掃、消耗品の交換を行う。（以下「点検整備」という。）

また、対象設備機器等以外の付属関連機器および設備を含め施設全体として本来の機能が十分に発揮できるよう、適切な処置を講じる。

なお、異常や故障を発見したときは修繕や保全に必要な助言を行う。

3 対象設備機器等

別紙「基準書」のとおり。

4 点検整備の方法

次の方法を単独または併用して行う。

（1）外観検査・整備

視覚、聴覚、嗅覚および触覚により点検整備を行う。必要に応じて、修繕や保全に必要な助言を行う。

（2）機能検査・整備

試験器具を用いて点検整備を行う。必要に応じて、修繕や保全に必要な助言を行う。

（3）機能調整・整備

外観検査、機能検査の結果、設備機器等の状態が不適切であることが判明した場合、簡易に調整作業ができるものについて、調整整備を行う。

（4）清掃

設備機器等の機能、性能および品質の状態を維持するために必要な清掃を行う。

（5）総合点検・整備

設備機器等の一部若しくは全部を作動、停止させて点検整備を行い、または修繕や保全に必要な助言を行う。

5 点検整備の回数等

点検整備を実施する回数、時期については、概ね次のとおりとする。

「基準書」に記載する 周期（回／年）	実施回数、時期
1回	稼動を必要とする適当な時期に年1回以上
2回	稼動を必要とする適当な時期に年2回以上
4回	稼動を必要とする適当な時期に年4回以上
8回	稼動を必要とする適当な時期に年4回以上
12回	毎月1回以上
24回	毎月2回以上
50回	毎週1回以上

6 測定器具、消耗品等の経費

点検整備に必要な測定器具、消耗品等の経費は委託料に含むものとする。ただし、修繕部品等その費用が契約金額の範囲内で負担することが適当でないと認められる部分については別途協議する。

7 緊急時の対応

監督員から故障および異常発生のお知らせを受けたときは、速やかに技術者を派遣し対処する。

8 記録・報告

点検整備の結果については、その都度監督員に報告するものとし、その様式については別途協議する。